

令和2年3月31日

令和元年度第3回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和元年度第3回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインについて

## 議案 第1号

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインについて

## 1 趣旨

令和2年4月6日の学校再開に向け、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」（案）を作成したため協議するものです。

## 2 学校の休業経過について

R2年	3月	2日～	18日	臨時休業
		19日～	3月31日	学年末休み
	4月	1日～	5日	学年始め休み
			6日	入学式・始業式

## 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン（案）別冊1

## 4 今後の対応

- (1) 学校運営ガイドラインを各小中学校へ送付し、感染拡大防止に万全を期します。
- (2) 新型コロナウイルスの感染状況によっては、急遽休業処置をとることとします。

担当

学校指導課 課長 高野 毅  
電話 33-4391

# 学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」(案)

松本市教育委員会

## 1 基本的共通事項

- (1) 感染源、感染経路を絶つ。(2-(1)(2)(3))
- (2) 「換気が悪い密閉空間」「手の届く距離に多くの人がいる」「近距離での会話や発声がある」のいわゆる3条件の重複を避けると共に、個々についてもできるだけ避ける。(2-(4)(5))

## 2 基本的な感染症対策

- (1) 健康観察の徹底
  - ・ 家庭において検温、健康観察行い、発熱や咳等の症状がある児童生徒、教職員は登校(出勤)しない。 ・ 登校後の体調変化時は必ず検温
  - ※健康観察カードの活用 ・ カードは毎日担任が確認し、未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をする。風邪様の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いする。
- (2) 手洗いの徹底
  - ・ 始業前、休み時間後、給食前、清掃後など、せっけんを使い丁寧に
- (3) 消毒の徹底
  - ・ エタノールや次亜塩素酸ソーダ等によるふき取りを毎日行う。
    - a 教室(机、いす、ドア取手、窓取手、スイッチ、黒板ふきなど)
    - b トイレ(レバー、トイレットペーパーホルダー、蛇口取手など)
    - c 体育館(児童生徒が共用する物品、照明スイッチなど)
    - d 保健室ベッド周り
    - e 給食コンテナ室等のドア取手等
- (4) 換気の徹底
  - ・ 教室2方向の窓を常時開ける。開放できない場合でも30分に1回程度換気する。
- (5) 密集回避の徹底
  - ・ 基本的に学年集会、全校集会は行わない。近距離での会話や発声が必要な場合はマスク着用。

## 3 感染が確認された場合の対応

次のいずれかの場合、臨時休校とする。濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開する。

- (1) 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
- (2) 保護者等(同居者に限る)に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合
- (3) 教職員(同居者を含む)に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

#### 4 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

次のいずれかの場合、出席停止とする。

- (1) 児童生徒に風邪の症状や 37.5 度以上の発熱がある場合
- (2) 児童生徒に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- (3) 上記以外であって、児童生徒の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合

#### 5 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から 2 週間、出席停止とする。休業期間中にあつては自宅待機とする。

#### 6 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

#### 7 留意事項

##### 【小学校】

場面・内容等	留意点
教室内	・マスク着用 ・机の並べ方、向き。（対面しない）
給食時	・時間差でコンテナ室へ。（準備は低学年から、返却は高学年から） ・対面しない。
清掃	・密集場面が生じないよう分散して行う。低学年教室は高学年が行うこともある。トイレ清掃は教師が行う。
教科学習	・国語（音読の工夫、話し合い学習の工夫） ・社会・生活（見学学習、地域探検等の工夫） ・理科（共同実験や観察の個別化） ・音楽（鑑賞の取入れ、歌唱、表現等の工夫） ・家庭科（衛生管理の徹底、調理実習の判断） ・体育（隊形の工夫、個人バージョンの増加・保健学習） ・英語（発音より口形の重視）
特別活動	・児童会、町別子供会、クラブ活動等の工夫 （広い会場の確保、換気徹底で最小限の活動を）
行事	○基本的に全校集会、学年集会は行わない。 ・避難訓練は、歩いて避難経路の確認をクラスごとに

放課後対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録児童が全部行くと、児童センター・放課後児童クラブは、3条件がそろってしまう。引き続き、家庭の協力を得たい。特に高学年は自宅下校に協力を。</li> <li>・同時に、学校の協力も不可欠、場合によっては、高学年は学校の教室等の活用も検討したい。</li> </ul>
校内図書館利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面、休み時間の貸し出しは行わず、学級の図書館の時間のみの活用とする。</li> </ul>
課外活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ短時間で。(1日の練習時間合計が長くても1時間) 効率的な練習を。顧問が必ず3条件がそろわないよう指導し、見届ける。他の生徒と関りの少ない基礎練習、個人練習を中心に。</li> </ul>

### 【中学校】

場面・内容等	留意点
教室内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し合い学習の工夫(形態、声量)他に。</li> <li>・給食、清掃、分担とマナー(密集を避ける)</li> <li>・教室移動のルール化(密集を避ける)</li> </ul>
教科学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語や英語での発声を伴う学習は、家庭学習で補うことも検討したい。・保健体育・理科、家庭科等で、感染症を学ぶ学習を。</li> <li>・教科会で、個人学習や集団学習など学習形態について検討を。(講義調の授業が増加する心配がある)</li> <li>・技術家庭科や特別支援の生活単元学習等で、マスクづくりも検討したい。</li> </ul>
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会活動の時間と場所の確保</li> <li>・生徒総会は、書面決議も考えられる</li> <li>・ボランティア活動の実施内容の検討</li> </ul>
行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前例にとらわれず、3条件に触れないような工夫を生徒自身が考えることも。</li> </ul>
部活動	<p>◎できるだけ短時間で。(長くても1時間) 効率的な練習を。顧問が必ず3条件がそろわないよう指導し、見届ける。他の生徒と関りの少ない基礎練習、個人練習を中心に。土日については、どちらか1日、3時間以内とする。参加にあたっては、検温、健康観察を徹底する。共有用具の消毒を行う。</p> <p>◎朝の自主練習は、当面の間自粛する。(見届けができないため)</p> <p>◎対外試合は当面の間、自粛の方向で検討する。</p> <p>今後の対外試合のあり方については、中体連と協議する。</p>

### 【共通】

場面・内容等	留意点
健康観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の健康観察(及び検温)が十分できるよう日課を工夫し時間を確保。</li> </ul>
未履修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月当初に前年度未履修内容を確認し、補充場面を明確にし、家庭学習と組み合わせ、令和2年度早期に履修する。</li> </ul>

下校	・玄関に密集しないために班別（方面別）下校とし、歩行時も密接な接触は避ける。
短縮授業・下校時刻の繰り上げ	・当面、4月末日を目途に短縮授業等を実施するなどして、児童生徒に負担が生じないよう配慮し、リズムを徐々に通常に近づけていくと共に、児童生徒、教職員それぞれに時間的・心理的余裕を生み出す。

## 別 添

### 小中併せての課題

- ① ◎3 条件が重ならないような配慮は、教職員にとって大きな負担となる。日課の工夫や提出物の削減等、時間的な余裕を生み出すことを大切にしたい。短縮授業・下校時間の繰り上げ等日課の工夫を。  
下校時間の目安を、小学校は午後 2 時半前後、中学校は午後 4 時とする。
- ② 学校再開時に、生活のリズムを崩し、不登校傾向の増加が心配される。生徒指導に当たる時間も確保したい。
- ③ マスクの確保ができない児童生徒への対応の検討。当面、給食用のマスクで対応できるが用意できない児童生徒が、差別や不登校になる恐れもある。布製マスクの活用を進めたい。
- ④ ◎40 日近い休業からの再開で、児童生徒の心と体は通常と違うことが懸念される。まずは、運動と栄養（給食）を基盤に、学校生活のリズムに慣れることを優先したい。休養については、睡眠時間の確保等、学校日より（保健日より）家庭への周知を図る。  
「運動・栄養・休養」による免疫力の向上が感染予防対策の基本であることを児童生徒・保護者・教職員で共有することで、長期戦に備えていきたい。
- ⑤ 教室でのビデオ視聴など、児童生徒の楽しみを増やす取り組みも、大切にしたい。（普段は禁止していても）
- ⑥ ◎健康観察カードによる家庭での朝の検温や健康観察の実施と確認。微熱の判断等は、養護教諭とする。健康観察カードには体温の他、食欲やのどの痛み、咳、倦怠感、息苦しさなどの症状の有無が記録できるようにし、毎日担任に提出する。
- ⑦ 登下校時の密集状態を避けるための工夫が不可欠。
- ⑧ ◎児童生徒の健康を守るには、家族の協力が不可欠。  
「現在は、国難ともいえる事態」であることを家庭に伝え、節度ある生活に協力を得たい。市教委からの家庭通知で全保護者に通知したい。今後の休業措置の判断基準や未履修の早期の確実な履修について通知に記載したい。
- ⑨ 4 月 6 日、入学式始業式の時に、緊急連絡先の確認と一斉メール配信網構築のための文書を配布し、早急に保護者への連絡体制を確立する。
- ⑩ 野外活動を増やすなど、環境を活用した学習活動の展開を図る。